

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>① 少額短期保険業者登録簿は、規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面により作成するものとし、登録番号と商号又は名称を目次として公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>② 法第 272 条の 7 に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第 16 号の 15 に規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面について、変更があった事項を修正した面を添付するよう求めることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</p> <p>③ 少額短期保険業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、少額短期保険業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-7 による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</p> <p>⑤ 少額短期保険業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>① 少額短期保険業者登録簿は、規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面により作成するものとし、登録番号と商号又は名称を目次として公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>② 法第 272 条の 7 に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第 16 号の 15 に規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面について、変更があった事項を修正した面を添付するよう求めることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</p> <p>③ 少額短期保険業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、少額短期保険業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-7 による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</p> <p>⑤ 少額短期保険業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p>

改正案	現行
<p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>ア. 上記④、⑤及び当局の指示に従わない者</p> <p>イ. 少額短期保険業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>ウ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った少額短期保険業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。<u>ただし、申請者に登録を行った財務局が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</u></p>	<p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>ア. 上記④、⑤及び当局の指示に従わない者</p> <p>イ. 少額短期保険業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>ウ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った少額短期保険業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び少額短期保険業者のすべての営業所又は事務所には法第 272 条の 17 の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。<u>ただし、申請者に申請に係る少額短期保険業者の営業所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</u></p>